



府 食 第 1 2 9 号

平成 2 1 年 2 月 1 0 日

食品安全委員会委員長 見上 彪 殿

企画専門調査会座長 早川 堯夫

食品安全基本法第 2 1 条第 1 項に規定する基本的事項のフォロー
アップについて

標記について、本年 1 月 3 0 日に開催した企画専門調査会第 2 9 回会合
において審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告します。

食 品 安 全 基 本 法 第 2 1 条 第 1 項 に 規 定 す る 基 本 的 事 項
（平成16年1月16日閣議決定）のフォローアップについて
（平成20年1月1日から12月31日まで）

平成21年2月

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

<審議の経緯>

2009年1月30日
2009年2月10日

第29回企画専門調査会
企画専門調査会座長より
食品安全委員会委員長へ報告

<食品安全委員会委員>

委員長	見上	彪
委員長代理	小泉	直子
	長尾	拓
	野村	一正
	畑江	敬子
	廣瀬	雅雄
	本間	清一

<食品安全委員会企画専門調査会専門委員>

座長	早川	堯夫
座長代理	清水	英佑
	伊藤	正史
	内田	健夫
	生出	泉太郎
	河合	義雄
	近藤	信雄
	佐々木	珠美
	武見	ゆかり
	谷口	正代
	西脇	徹
	橋本	由子
	福代	俊子
	宗像	道子
	山根	香織
	渡邊	治雄

目 次

第 1	食品健康影響評価の実施（法第 11 条関係）	1	第 6	試験研究の体制の整備等（法第 16 条関係）	16
1	基本的考え方		1	基本的考え方	
2	例外措置の具体的内容		2	試験研究の体制の整備	
3	食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等		3	研究開発の推進	
4	委員会の行う勧告等		4	研究開発の成果の普及	
			5	研究者の養成及び確保	
第 2	国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第 12 条関係）	9	第 7	国の内外の情報の収集、整理及び活用等（法第 17 条関係）	19
第 3	情報及び意見の交換の促進（法第 13 条関係）	10	1	基本的考え方	
1	基本的考え方		2	情報収集の対象範囲	
2	リスクコミュニケーションの方法		3	委員会における一元的な情報収集の実施等	
3	リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント		4	情報の活用及び提供	
第 4	緊急の事態への対処等に関する体制の整備等（法第 14 条関係）	12	第 8	表示制度の適切な運用の確保等（法第 18 条関係）	21
1	基本的考え方		1	基本的考え方	
2	緊急時の情報連絡体制		2	普及及び啓発	
3	緊急対策本部の設置等		3	違反に対する監視、指導及び取締り	
4	緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成		第 9	食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第 19 条関係）	22
第 5	関係行政機関の相互の密接な連携（法第 15 条関係）	14	1	基本的考え方	
1	基本的考え方		2	食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制	
2	委員会とリスク管理機関との連携		3	食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項	
3	リスク管理機関相互の連携		第 10	環境に及ぼす影響の配慮（法第 20 条関係）	24
			1	基本的考え方	
			2	食品供給行程の各段階における環境に及ぼす影響の配慮	

「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定）の記載事項の平成20年の実施状況について

（平成20年1月1日～12月31日）

項 目	記 載 事 項	具 体 的 内 容
<p>第1 食品健康影響評価の実施（法第11条関係）</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>（1）食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因であって、食品に含まれるおそれがあるもの、又は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な状態であって、食品が置かれるおそれがあるもの（以下「危害要因等」という。別表参照）が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。</p> <p>また、食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならない。</p> <p>（2）食品健康影響評価の実施に当たっては、農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）の各段階について、特に以下の点に留意しなければならない。</p> <p>① 農林水産物の生産段階</p> <p>農林水産物の生産段階については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用される肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材や、O157、プリオン、カドミウム等の生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 ・ 当該農林水産物が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 <p>が行われなければならない。</p> <p>② 食品の製造・加工段階</p> <p>食品の製造・加工段階については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用される原料、添加物、器具、容器包装若しくは洗浄剤に含まれ、又は原料等から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が最終食品に残留し、又は作用し、その食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 ・ 当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態 	<p>○ 委員会は、平成20年において、厚生労働省及び農林水産省から、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品を始めとする170案件について食品健康影響評価の要請を受けた。</p> <p>○ 委員会は、平成20年において、厚生労働省及び農林水産省から食品健康影響評価の要請を受けた案件について、それぞれの専門家により構成される各専門調査会において、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に審議を行った上で、174案件について評価結果を取りまとめ、厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p> <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年末までに食品健康影響評価の要請を受けた案件数 1081件 ・平成20年末までに食品健康影響評価を終了した案件数 692件 <p>○ 委員会は、平成20年において、食品供給行程の各段階における左記の留意点を踏まえ、食品健康影響評価を行った。</p> <p>〔平成20年に評価を終了した案件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> 添加物 12件、農薬 84件、動物用医薬品 44件、化学物質・汚染物質18件、遺伝子組換え食品 10件 等 <p>○ 主な案件</p> <p>農薬 メタミドホス （評価依頼：平成20年2月12日、評価終了：同年5月1日）</p> <p>汚染物質 カドミウム （評価依頼：平成15年7月1日、評価終了：平成20年7月3日）等</p>

<p>が最終食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 が行われなければならない。</p> <p>③ 食品の流通・販売段階 食品の流通・販売段階については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用される器具、容器包装等に含まれ、又は当該食品から生成する可能性がある生物学的、化学的若しくは物理的な要因が当該食品に残留し、又は作用し、当該食品の摂取を通じてこれらの要因が人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 ・ 当該食品が置かれる可能性がある生物学的、化学的又は物理的な状態が当該食品の摂取を通じて人の健康に及ぼす可能性がある影響についての評価 <p>が行われなければならない。</p>	
<p>(3) 法第24条第1項各号に掲げる関係各大臣が食品安全委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴かななければならない場合については、国の内外における最新の科学的知見を踏まえ、及び関係法令（告示を含む。）の改正に対応し、適切に見直しを行う。</p>	<p>○ 平成20年には、食品安全基本法（以下「法」という。）第24条第1項各号に掲げる関係各大臣が委員会の意見を聴かななければならない場合について見直しを必要とするような関係法令の改正はなかった。</p>
<p>(4) 委員会は、緊急を要する事項については、当該事項に係る食品健康影響評価を優先的に行う。</p>	<p>○ 平成20年には、中国産冷凍ギョウザ問題を受けて、農薬メタミドホス（ポジティブリスト関連品目）について、優先して迅速に評価を行った。また、中国産粉ミルク等から検出されたメラミンについて、毒性等に関する科学的知見や他国の評価状況を迅速に取りまとめ、情報提供を行った。</p>
<p>(5) 関係各大臣は、法第24条第1項各号に掲げる場合以外の場合においても、所管法令（告示を含む。以下同じ。）に基づく施策が食品の安全性の確保に関するものであるかどうかについて十分に検討し、委員会に対し、適切に食品健康影響評価の実施を要請する。</p>	<p>○ 平成20年には、法第24条第1項各号に掲げる場合以外の場合として、以下のとおり、厚生労働省により食品健康影響評価実施の要請が行われた。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性（4月1日） ② ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について（7月8日）
<p>(6) 委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。</p> <p>なお、委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する。</p>	<p>1 自ら評価の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価 <ul style="list-style-type: none"> ○ 本案件については、現在、微生物・ウイルス専門調査会の下に設置したワーキンググループにおいて「鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジュジュニ／コリ」の調査審議を行っているところ。 ② 我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価 <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成19年8月に評価対象国14ヶ国へ質問書を発出し、現時点で、9ヶ国（オーストラリア、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラス）から回答を得ているが、5ヶ国（ニ

ュージーランド、バヌアツ、中国、ノルウェー、アルゼンチン)からは回答を得ていない。

- 現在、プリオン専門調査会において評価手法(※)について概ね合意し、初回の回答で内容が不明確な点等について各国に追加の情報提供を依頼しているところ。

(※: BSEの侵入リスク、暴露・増幅リスク、食肉処理工程におけるリスク低減効果について、考慮すべき項目や重み付け等)

③ 食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価

- 平成20年4月17日の第234回委員会会合において自ら評価の実施を決定。化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置。
- 小児の神経系への影響に関する知見を中心にレビューを行うなど、食品健康影響評価における論点を明確化し、審議を行っているところ。

2 自ら評価の定期的な点検

- 自ら評価については、以下の委員会決定等に基づき、平成16年度から企画専門調査会において対象候補案件の選定作業が行われてきたものであり、これまでに委員会における審議を経て、上記1に記載の案件について自ら評価が実施されている。

・委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項(平成16年5月27日食品安全委員会決定)
・企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方(平成16年6月17日食品安全委員会決定)

- 平成20年の企画専門調査会における自ら評価案件の調査審議については、平成20年11月20日に開催された企画専門調査会第27回会合において、「オクラトキシン」、「デオキシニバレノール(及びニバレノール)」及び「食品中のヒ素」を自ら評価候補案件に決定するとともに、以下の案件については、情報提供等の措置を講じる必要がある旨を委員会に報告することが決定された。

・ゼアラレノン → 情報収集
・フモニシン → 情報収集
・3-MCPD脂肪酸エステル → 情報提供(ファクトシート(作成中)へ追記)
・カルバミン酸エチル → 情報収集
・ヒスタミン → 情報提供(啓発・注意喚起)

- 平成20年12月18日の第267回委員会会合において、企画専門調査会第27回会合の調査審議の結果が報告され、「オクラトキシン」、「デオキシニバレノール(及びニバレノール)」及び「食品中のヒ素」を平成20年度の自ら評価案件に正式に決定する前に、意見・情報の募集を行うこととされた。

食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、以下に掲げる場合を除き、食品健康影響評価が行われなければならない。

(1) 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合

具体的には、食品健康影響評価の定義を踏まえ、適切に判断することになるが、例えば、

- ・ 使用の実態がないことによる添加物の指定の取消しなど、危害要因等と直接的には関係がなく、食品健康影響評価の結果を反映して策定することができない施策
- ・ 食品健康影響評価の結果に基づいて策定された施策に対する違反行為を取り締まるための措置（例えば、残留農薬基準等に違反した場合における廃棄命令）

が該当する。

(2) 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである場合

例えば、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第4条各号に掲げる、食品の腐敗、有毒又は有害な物質の混入、病原微生物による汚染の場

○ 「当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でない場合」として、平成20年においては、以下の7件について、委員会において審議した結果、食品健康影響評価を行う必要がないと判断された。

- ① 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項の規定による飼料添加物のうち、我が国で飼料添加物として現時点で使用されておらず、今後の使用も見込まれないものについて、飼料添加物の指定の取消しに伴い同法第3条第1項の規定による基準若しくは規格を改正し、又は廃止しようとする場合。
- ② 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）第1食品の部 D 各条の「寒天」のホウ酸の試験法を削除すること。
- ③ 水道法（昭和32年法律第177号）第4条第2項の規定に基づき、厚生労働省令で定められている次に掲げる事項について水道により供給される水の水質基準値を改正すること。
〔改正する事項〕
有機物（全有機炭素(TOC)の量)
- ④ 動物用医薬品等（専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品又は医療機器をいう。以下同じ。）のうち、動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第24条で規定する対象動物に該当しない動物であって愛がん用のものを対象とする動物用医薬品等についての承認、再審査又は再評価を行う場合。
- ⑤ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた「食品・添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）の「ネオテーム」の成分規格における試験法の一部を改正すること。
- ⑥ 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜としてきじ、だちょう及びぼろぼろ鳥を追加すること。
- ⑦ と畜場法（昭和28年法律第114号）第9条の規定に基づき定められたと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第7条第1項各号に掲げると畜業者等の講ずべき措置に係る基準に、次の内容を新たに追加する場合。
〔改正する事項〕
とさつに当たっては、ピッシング（とさつ時のワイヤーによる脳及びせき髄の破壊）を行わないこと。

○ 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかである場合には、委員会に対し食品健康影響評価を要請することなく、人の健康を損なうおそれがある場合として、食品衛生法第6条違反として取り扱った。

<p>合など、危害要因等について科学的知見に基づく食品健康影響評価を行う必要性が乏しい場合が該当する。</p>	
<p>(3) 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき この場合に該当するかどうかについては、関係各大臣が、原則に対する例外措置であることを十分に考慮して判断する。 なお、関係各大臣は、当該施策の策定後速やかに、委員会に対し、この場合に該当する旨を報告し、事後的に食品健康影響評価を要請しなければならない。この場合、必要に応じ、当該食品健康影響評価の結果を踏まえて、施策の見直しを行う。</p>	<p>○ 平成19年11月15日の第215回委員会会合において、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがない場合に該当すると厚生労働省から説明があった「ガラス製、陶磁器製及びホウロウ引きの器具及び容器包装に係る鉛及びカドミウムの溶出規格の改正並びに食器用の金属製原材料の鉛の含有量規格の改正等について」に関し以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年9月11日の第254回委員会会合において厚生労働省から管理措置の実施について報告。 ・同会合において、食品安全基本法第24条2項に基づく評価依頼について同省より説明。
<p>3 食品健康影響評価の円滑な実施を図るための手順及び手法等 (1) 食品健康影響評価の開始前 ① 関係各大臣が委員会の意見を聴く場合 ア 個別の食品健康影響評価の目的、対象及び作業内容について、事前に、委員会及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関する規制や指導等のリスク管理措置を講ずる行政機関をいう。以下同じ。）の相互間において共通の理解を得ることとする。</p>	<p>○ 平成20年においても、関係府省の担当部局長を構成員とする「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」（おおむね四半期ごとに開催）及び関係府省の担当課長級を構成員とする同連絡会議幹事会（原則として毎週1回開催）等において、委員会及びリスク管理機関の相互間における情報交換を行うなど、個別の食品健康影響評価の目的、対象及び作業内容について共通の理解を得るため、密接な連携を図った。</p>
<p>イ リスク管理機関は、食品健康影響評価の結果に基づき講じようとするリスク管理上の対応の明確化に努める。</p>	<p>○ 平成20年においても、リスク管理機関は、委員会に対し、食品健康影響評価の実施を要請する際に、講じようとするリスク管理措置の内容を説明する資料を添付したほか、直近の委員会会合において、当該リスク管理措置の内容について説明を行った。</p> <p>○ 食品健康影響評価結果の通知の後においては、審議会等の審議結果及びそれに基づき講じた施策についての資料を委員会に提出するなどして、対応の明確化に努めた。</p>
<p>② 委員会自ら食品健康影響評価を行う場合 委員会は、自ら食品健康影響評価を行う場合には、当該評価事項の決定に当たり、関係者相互間における情報及び意見の交換を行うよう努める。</p>	<p>○ 自ら食品健康影響評価を行う案件の候補案については、平成20年8月28日に開催した企画専門調査会に、関係機関及びマスメディア等からの情報、食の安全ダイヤルや食品安全モニターを通じて国民から寄せられた情報・意見、委員会に文書で寄せられた要望・意見及び各専門調査会の専門委員からの情報・意見など幅広い関係者からの情報・意見を基に、相対的に優先度が高いと考えられるものを抽出して提出した。</p> <p>○ 平成20年においては、以下の案件について、自ら評価を実施するに当たり、意見交換会を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品に関するリスクコミュニケーション－食品中の鉛について考える－

	〔（東京・大阪）〕
<p>③ 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成</p> <p>委員会は、食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、危害要因等に応じた食品健康影響評価に関するガイドラインの作成に努める。</p>	<p>○ 委員会は、平成20年において、以下の食品健康影響評価に関するガイドラインを策定し、これに基づき調査審議を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準（6月26日委員会決定） <p>○ 平成20年においては、以下のガイドラインの作成に取り組んだ。</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農薬・動物用医薬品・飼料添加物 → リスク管理機関と調整しながら、 草案を作成中 ・ 食品添加物 → 平成19年度に行った調査をもとに、添加物専門調査会において草案作成作業を進めているところ。 </div>
<p>(2) 食品健康影響評価の実施時</p> <p>① 委員会は、食品健康影響評価の実施に当たっては、評価事項の内容等に応じ、海外のリスク評価機関との連携に努める。</p>	<p>○ 委員会は、平成20年においても、評価手法等の国際的ハーモナイゼーションの推進及び情報の共有化による評価の効率化・高度化を目的とし、海外のリスク評価機関との関係強化を進めた。</p> <p>○ 欧州食品安全機関（EFSA）との連携強化に関する覚え書を締結すべく、平成20年6月に委員会事務局職員がEFSA等を訪問し、具体的な内容の調整に着手した。</p> <p>○ 情報収集に関しては、海外のリスク評価機関の専門家を招き、講演会や意見交換会を開催したほか、コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）等のリスク分析に関連する国際会議に委員等（専門委員を含む）及び事務局職員を派遣した。</p> <p>○ 個別の食品健康影響評価の実施に当たっては、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）等の国際専門家会合の資料や、海外のリスク評価機関が公表している評価レポート等を参考とした。</p>
<p>② 委員会は、食品健康影響評価に用いた情報をホームページ等の多様な手段を用いて公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。</p>	<p>○ 平成20年においても、委員会及び専門調査会において食品健康影響評価に関する審議に使用する資料については原則として公開し、議事録及び配付資料等をホームページ上で公表した。</p> <p>○ 上記の資料の取扱いに当たっては、平成15年7月1日の第1回委員会会合で決定した「食品安全委員会の公開について」に基づき、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に努めた。</p>
<p>③ 委員会は、食品健康影響評価に関する専門調査会における結論については、原則として国民からの意見募集を行うとともに、出された意見及びそれへの対応を公表する。</p>	<p>○ 食品健康影響評価に関する専門調査会における審議結果については、平成20年においても、原則として国民からの意見・情報の募集を行った。寄せられた意見・情報については、必要に応じ、専門調査会において回答を作成した上で、委員会会合に報告し、その回答についての審議を経て、ホームページ等で公表した。</p> <p>〔平成20年の国民からの意見・情報の募集の実績〕 120件〕</p>

<p>(3) 食品健康影響評価の終了後</p> <p>① 委員会は、食品健康影響評価を終了した場合には、遅滞なく、その結果を関係各大臣に通知するとともに、ホームページ等の多様な手段を用いて公表しなければならない。</p>	<p>○ 平成20年においても、委員会において食品健康影響評価が終了した案件については、遅滞なく、評価結果を関係各大臣に通知するとともに、ホームページ上で公表した。</p> <p>○ 平成20年においても、メールマガジン（委員会等の結果概要や委員会ホームページ新着情報等について、電子メールを用いた配信サービス）の配信を原則金曜日に行い、この中で、評価結果についても情報提供した。</p>
<p>② 委員会は、必要に応じ、食品健康影響評価の結果をわかりやすく解説し、ホームページ等の多様な手段を用いて公表する。</p>	<p>○ 平成20年7月に「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」に係る食品健康影響評価の結果の解説を作成し、ホームページで公表した。</p> <p>○ 委員会は、必要に応じ、評価結果に加え、これをわかりやすく解説する資料を、ホームページや季刊誌「食品安全」等により公表しており、平成20年においても、以下の取組を行った。</p> <p>① 季刊誌「食品安全」（平成20年3月発行）で、動物用医薬品や肥料・飼料等に関する食品健康影響評価結果についてその内容をわかりやすく解説し、適宜、意見交換会の参加者等に配布したり、都道府県の担当者を通じて全国の保健所や消費生活センター等に配布するとともに、ホームページへ掲載した。</p> <p>② メールマガジンの配信により、委員会の議論の結果概要等の食品の安全性に関する情報を迅速に提供した。また、意識調査の結果を踏まえて制作したDVDソフト（気になる食品添加物）を配布するとともに、国民の関心が高い案件を中心とした意見交換会を開催した。</p>
<p>③ 委員会は、緊急暫定的なリスク管理措置の実施に当たり食品健康影響評価を実施した場合には、当該措置の実施状況及びその後の科学的知見について、十分把握するよう努める。</p>	<p>○ 平成20年には、該当する事例はなかった。</p>
<p>(4) 食品健康影響評価の手法</p> <p>委員会は、微生物に関する食品健康影響評価や定量的な食品健康影響評価に重点を置いて、食品健康影響評価の手法の検討を進める。</p>	<p>○ 定量的なリスク評価法については、平成17年度から以下の食品健康影響評価技術研究の中で取り組み、平成19年度に終了した。事後評価は平成20年5月1日の第236回委員会会合において決定した。</p> <p style="text-align: center;">〔 定量的リスク評価に応用可能な手法の検索、分析及び開発に関する研究 （事後評価：概ね、目標を達成した。） 〕</p> <p>○ 平成20年においては、4月3日の第232回委員会会合において、食品中の化学物質の健康影響評価手法、食品に起因する有害微生物等のリスク評価法など4研究領域8課題を研究課題として決定した。</p>
<p>4 委員会の行う勧告等</p> <p>(1) 勧告</p> <p>① 委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき、必要に応じ、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に</p>	<p>○ 平成20年において、勧告を実施する必要性はなかった。</p> <p>なお、平成20年においても、委員会が関係各大臣に食品健康影響評価の結果を通知する際に、ADI（一日摂取許容量）の設定などとともに、特に必要が</p>

<p>勧告する。</p>	<p>る場合には、食品の安全性の確保においてリスク管理上留意すべき点等を付記した。</p> <p>〔例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・亜塩素酸水：亜塩素酸水に遺伝毒性発がん物質と疑われる臭素酸が混入する可能性があることから、「臭素酸の混入の実態を調査した上で、規格基準の設定の必要性について検討し、同調査結果及び検討結果を、添加物の新規指定の前に食品安全委員会に報告すること」を付記。
<p>② 委員会は、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する。</p>	<p>○ 平成20年において、以下のとおり、委員会として、各省に対し評価結果に基づく施策の実施状況に関する調査を実施し、その結果、特に問題は認められなかった。</p> <p>① 平成20年2月に第8回の調査を実施し、4月24日の第235回委員会会合において結果を報告した。</p> <p>〔調査対象〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月から同年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目 (5分野、83品目) ・前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目 (7分野、41品目) <p>② 平成20年8月に第9回の調査を実施し、10月30日の第260回委員会会合において結果を報告した。</p> <p>〔調査対象〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年10月から20年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した品目 (7分野、87品目) ・前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目 (6分野、55品目) <p>○ 平成20年においても、食の安全ダイヤル及び食品安全モニターを通じて、随時、食品安全行政等についての意見等を収集し、関係行政機関にも回付するとともに、毎月、委員会会合において報告するとともにホームページで公表した。</p> <p>〔参考〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食の安全ダイヤル：1,165件 ・食品安全モニター：484件
<p>③ 委員会は、①及び②の勧告をした場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係各大臣は、これらの勧告に</p>	<p>○ 平成20年においては、勧告を実施する必要がなかった。</p>

	<p>基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。</p>	
	<p>(2) 意見</p> <p>① 委員会は、食品の安全性の確保に関する施策を適切に推進する観点から、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要に応じ、厚生労働省、農林水産省、環境省、地方公共団体等の関係行政機関の長に意見を述べる。</p>	<p>○ 平成20年において、該当する案件はなかった。</p>
	<p>② 委員会は、①の意見を述べた場合には、その内容をホームページ等の多様な手段を用いて公表するとともに、関係行政機関は、当該意見に基づき講じた施策について委員会に報告する。</p>	<p>○ 平成20年において、該当する案件はなかった。</p>
<p>第2 国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定（法第12条関係）</p>	<p>(1) 食品の安全性の確保に関する施策は、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に、国民の食生活の状況、国際貿易ルールとの整合性、選択肢となる措置の実行可能性及び費用等を考慮するとともに、食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、行われなければならない。</p>	<p>○ 厚生労働省は、平成20年においても、食品、添加物等の規格基準の設定など食品の安全性の確保に関する施策の策定に際し、委員会による食品健康影響評価の結果に基づき、国民栄養調査結果等に基づく曝露量の推計等を行うとともに、コーデックス委員会等による国際規格との整合性等も考慮している。</p> <p>○ 農林水産省においても、食品の安全の確保に関する施策の策定に当たっては、左記の点を考慮するとともに、食品健康影響評価の結果に基づき、また、必要に応じて関係審議会等の意見を聴いた上でやっている。</p> <p>○ 農林水産省及び厚生労働省のリスク管理部局（職員）が、食品安全に関するリスク管理を行う上で、必要となる標準的な作業手順を明らかにした「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」（平成17年8月公表）に基づき個別の危害要因のリスク管理（情報収集・分析、データの作成、リスク管理措置の検討等）を行っている。</p>
	<p>(2) 食品の安全性の確保を図る観点から、食品衛生法等に基づき、食品等について必要な規格及び基準の整備を進める。</p> <p>例えば、平成15年の食品衛生法等の改正により、既存添加物について安全性に問題がある場合には既存添加物名簿から削除することができるようになったほか、食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品についていわゆるポジティブリスト制（残留基準が設定されていない農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度）が導入されるとともに、いわゆる健康食品について、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がなく、食品衛生上の危害の発生を防止するため必要があるときには、食品としての販売を禁止することができるようになったところであるが、今後、これらの各制度について、その適切な実施を図る。</p>	<p>○ 厚生労働省においては、既存添加物について、引き続き動物試験の実施等による安全性情報の収集を行うなど必要な対応を行っている。このほかに、食品添加物に関して18件の指定又は規格基準の改正を行った。また、食品に残留する農薬等については、ポジティブリスト制度の導入に際して新たに設定した基準の見直しを進めるとともに、新規の農薬等についても残留基準の設定を進めているところであり、農薬に関してのべ28件、動物用医薬品に関して1件の残留基準の設定を行った。</p> <p>○ このほかに、冷凍食品に関して1件の規格基準の改正、器具及び容器包装に関して2件の規格基準の改正を行った。</p> <p>○ 農林水産省においては、薬事法に基づく動物用医薬品の使用基準の改正等を行っている。</p>
	<p>(3) 食品衛生法等に基づく食品等の規格及び基準等が遵守されるよう、監</p>	<p>○ 平成20年においても、厚生労働省は、左記指針を踏まえて毎年度策定される</p>

	<p>視、指導及び調査の実施等に努める。</p> <p>例えば、平成15年の食品衛生法等の改正により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）に基づき、各都道府県等の地域の実状や輸出国における生産地の事情等を踏まえた都道府県等食品衛生監視指導計画及び輸入食品監視指導計画が策定されることとされたところである。今後、これらに従い、国内に流通する食品及び輸入食品の適切な監視指導の実施を図る。</p> <p>このほか、輸入農産物の残留農薬調査の結果の公表等を通じ、食品関連事業者の自主検査等の取組を促進する。</p>	<p>都道府県等食品衛生監視指導計画や輸入食品監視指導計画に基づき、都道府県等や国の担当者が適切に監視指導を実施することにより、国内に流通する食品や輸入食品の安全確保等に努めている。あわせて、総合衛生管理製造過程承認制度等の事業者の自主的な衛生管理のための取組の促進を図っている。</p>
	<p>(4) 研修の実施等を通じ、リスク管理にかかわる人材について、専門性の一層の充実を図る。</p>	<p>○ 厚生労働省は、平成20年においても、国及び都道府県等の食品衛生監視員等の資質の向上を図るため、「食品安全行政講習会」を始めとする研修会を複数回開催した。また、国立保健医療科学院の特別課程として行われている食品衛生管理コースや食品衛生監視指導コースなど、1ヶ月の長期研修も実施した。</p> <p>○ 農林水産省は、平成20年においても、職員の資質の向上等を図るため、本省、地方農政局及び地方農政事務所等の消費・安全行政を担当する職員に対し、リスク管理に関する能力開発研修を実施している。平成20年5月には、若手職員に対して、「リスク管理に必要な科学的基礎知識を身に付けるための若手職員向け研修」を開催し、若手職員のリスク管理に必要な科学的知識の向上を図った。</p>
<p>第3 情報及び意見の交換の促進（法第13条関係）</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、関係者相互間の情報及び意見の交換（以下「リスクコミュニケーション」という。）の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。</p> <p>(2) 委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、国民に対し、当該施策に関する適切な情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与等の取組を推進していくことにより、リスクコミュニケーションの更なる促進を図る。</p>	<p>○ 平成20年において、委員会及びリスク管理機関は、リスクコミュニケーションの促進を図るため、以下の取組を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 関係者が参加する意見交換会等の開催 ② 意見・情報の募集 ③ ホームページ、メールマガジン、広報誌、DVD等を活用した情報の提供 ④ 電話や電子メールによる国民からの意見、問い合わせの受付 <p>○ 委員会及びリスク管理機関は、相互に連携し、平成20年において、全国各地で意見交換会等を8回実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品に関するリスクコミュニケーション－食品中の鉛について考える－（東京・大阪） ・体細胞クローン家畜由来食品に関する説明会（東京・大阪） ・食品に関するリスクコミュニケーション－食品からのカドミウム摂取に関するリスク評価について－（東京・大阪） ・食品に関するリスクコミュニケーション－こんなこと聞いてみたかった、農薬のこと－（東京） ・食品に関するリスクコミュニケーション－北米におけるかび毒の

	<p style="text-align: center;">「リスク評価」（東京）</p> <p>○ 委員会が行う食品健康影響評価等に関する意見交換会を6回、地方公共団体と共催による意見交換会を5回開催した。</p>
<p>(3) リスクコミュニケーションの促進に当たっては、その目的を明確にするとともに、対応すべき危害要因等の認知から食品の安全性の確保に関する施策の策定に至る過程を通じて図るよう努める。</p>	<p>○ 委員会は、平成20年において、専門調査会が取りまとめた食品健康影響評価に関する審議結果案等について、120回意見・情報の募集を行い、必要に応じて意見の反映を図った。また、食品の安全についての関心が高まる中、国民の関心の高い農薬については、委員会、厚生労働省、農林水産省及び全国消費者団体連絡会との共催による、農薬に関する国民の質問や疑問に答えることを主眼に置いた意見交換会等を開催するなどして、リスクコミュニケーションの促進を図った。</p> <p>○ リスク管理機関は、平成20年において、99回（厚生労働省53回、農林水産省46回）の意見・情報の募集を行い、必要に応じて意見の反映を図った。</p>
<p>2 リスクコミュニケーションの方法</p> <p>(1) 委員会は、その会議（委員会及び専門調査会）を原則として公開で開催するとともに、委員会の議事録及び提出資料を原則として公開するほか、食品健康影響評価の結果、勧告、意見等について、その内容を公表することにより、国民に対する情報の提供に努める。</p> <p>また、食品健康影響評価の結果の公表に当たっては、必要に応じ、評価の開始から結果に至る過程及び評価の結果について、消費者等の理解を促進するよう、わかりやすく解説する。</p> <p>このほか、委員会は、その運営について国民の理解を深めるため、適宜、食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の実施状況を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 委員会及び専門調査会は、平成20年においても、原則として公開で開催した。</p> <p>○ 委員会及び専門調査会の議事録及び提出資料はホームページ上に掲載したほか、食品健康影響評価の結果についても公表した。なお、メールマガジンによる情報提供も行った。</p> <p>○ 平成20年において、国民の関心の高い、食品中の鉛に関する食品健康影響評価の進め方や食品からのカドミウム摂取に関する食品健康影響評価の結果について、わかりやすい解説を作成し、ホームページ、季刊誌及び意見交換会等を通じて提供した。</p> <p>○ 平成20年の食品健康影響評価、リスクコミュニケーション等の実施状況については、平成20年11月の企画専門調査会で中間報告したほか、委員会会合において月毎の実施状況を報告し、ホームページ上で公表した。</p>
<p>(2) リスク管理機関は、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって、当該施策に関する適切な情報の提供、いわゆるパブリック・コメント手続（規制の設定又は改廃に係る意見提出手続）の実施、意見交換会の開催など、リスクコミュニケーションの促進を図るために必要な措置を講ずる。</p> <p>また、リスク管理機関は、他のリスク管理機関及び地方公共団体と相互に協力しつつ、食品の安全性の確保に関する情報を収集するとともに、食品の安全性に関する国民の知識と理解を深めるため、適切な情報の提供に努める。</p>	<p>○ リスク管理機関は、平成20年においても、食品の安全の確保に関する施策等の策定に国民の意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、消費者、生産者、事業者等の関係者に分かりやすい情報を積極的に提供し、意見交換に努め、関係者の意向が反映されるようにするための取組を引き続き推進している。具体的には、個別の施策について、リスクコミュニケーションを実施し、施策への意見の反映を引き続き図るとともに、それぞれの地域に根ざした食品安全行政を引き続き促進させるため、関係府省や地方支分部局等と連携し、各地域の消費者、生産者、事業者等の関係者との懇談会、意見交換会を開催し、また、主催以外の意見交換会等についても積極的に参加している。</p> <p>○ 農林水産省では食品の安全に関する情報を分かりやすく紹介したウェブサイトの運営、メールマガジン「食品安全エクスプレス」の発信を通じて食品の安全に</p>

	<p>3 リスクコミュニケーション全体に係る総合的マネジメント</p> <p>委員会は、食品健康影響評価に関するリスクコミュニケーションを企画し、及び実施するとともに、リスクコミュニケーションについてリスク管理機関が行う事務の調整も担う。</p> <p>このため、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、食品の安全性の確保に関する消費者等との意見交換会を開催する等により、他の分野におけるリスクコミュニケーションの経験も生かしつつ、政府全体として、食品の安全性の確保に関する望ましいリスクコミュニケーションの在り方を検討する。</p> <p>また、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、消費者、生産者、流通業者、加工業者等幅広い関係者を対象とした横断的なリスクコミュニケーションを促進する。</p>	<p>ついて情報の提供に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会及びリスク管理機関は、それぞれが企画・開催する意見交換会等に関する事務の調整を行うため、平成20年においても、原則隔週で、それぞれの担当者による「リスクコミュニケーション担当者会議」を開催した。 ○ 委員会は、平成20年にリスクコミュニケーション専門調査会において、リスクコミュニケーションの検証に関して「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」を、地方自治体との協力に関して「『地方自治体との協力』における当面の取組方向」を取りまとめた。 ○ リスクコミュニケーション専門調査会では、平成18年12月14日の第171回委員会会合で決定された以下の課題について審議を進めている。 <ul style="list-style-type: none"> ・リスクコミュニケーションの検証 ・審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方 ・地方自治体との協力 ・諸外国との連携 ・食育 ○ 委員会及びリスク管理機関は、平成20年において、相互に連携して、幅広い関係者を対象とした横断的なリスクコミュニケーションとして、以下の意見交換会を開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ・食品に関するリスクコミュニケーション－食品からのカドミウム摂取に関するリスク評価について－（東京・大阪） ・食品に関するリスクコミュニケーション－こんなこと聞いてみなかった、農業のこと－（東京）
<p>第4 緊急の事態への対応等に関する体制の整備等（法第14条関係）</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>食品の摂取を通じた人の健康に係る重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態（以下「緊急事態」という。）への対応に当たっては、国民の健康への悪影響を未然に防止することが最も重要であるという認識の下に、委員会及びリスク管理機関の相互間における十分な連絡及び連携を図りつつ、いわゆる「農場から食卓まで」のフードチェーンを通じ、人の健康に係る重大な被害の発生に関する情報の収集及び状況の把握を行う。</p> <p>また、緊急事態が発生した場合には、消費者、食品関連事業者等に対し、適切かつ迅速に情報を提供するよう努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急事態等への対応については、委員会及びリスク管理機関が連携して、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月関係府省申合せ）及び「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」（平成17年4月関係府省申合せ）を整備している。 ○ なお、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案のような、緊急に政府全体として幅広く取り組むことが必要な事案に対しては、消費者行政推進担当大臣の下、関係各府省庁に置かれる「消費者安全情報総括官」を核として対応する体制が整備され、これに合わせて関係要綱等を改正した。 ○ 委員会は、この枠組みに基づき、事故米穀の不正規流通事案、中国における牛乳へのメラミン混入事案、中国産冷凍いんげんからの農薬検出事案等において、危害物質情報等を委員会ホームページを通じて迅速に情報提供した。 ○ 厚生労働省は、平成9年に策定された、健康被害全般についての基本的対応に関する「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、省内関係部局間の連絡体

	<p>制等を構築したほか、食品に係る健康被害については、「食中毒処理要領」及び「食中毒健康危機管理実施要領」に基づき、緊急事態への対応等を行っている。また、消費者・事業者を含む国民・住民への情報の提供に当たっては、都道府県等を通じて周知するほか、報道発表やホームページ等により、適切かつ迅速に情報を提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農林水産省は、平成16年2月に策定した「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」において、平時から情報収集先をリストアップし、食品安全に関する情報の収集・分析に努めるとともに、食品安全に関する緊急事態等が発生した場合には、関係省庁と連携して問題食品が消費者に摂取されないよう、食品安全を十分確保できる措置を速やかに講ずることなどを定めている。 ○ 農林水産省は、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案の発生を受け、食品関連業界に対し、販売中止対象商品を取り扱わないよう周知するとともに、本省、地方農政局等に設置している「消費者の部屋」での相談の受け付け、地方農政事務所等による販売中止対象商品の撤去状況の点検を実施した。 また、中国における牛乳へのメラミン混入事案、中国産冷凍いんげんからの農薬検出事案等について、食品関連事業者、地方農政局等への情報提供や、同様の事案が確認された場合の報告要請など、厚生労働省等との連携した対応を実施した。
<p>2 緊急時の情報連絡体制</p> <p>緊急事態の発生に備えて、平時から、都道府県、保健所、関係団体等を通じ、食品事故の発生等の危害情報の収集、整理及び活用を図るための体制を整備するほか、緊急事態として委員会及びリスク管理機関の相互間における通報を要する場合を明確にするとともに、そのルートの確立を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」に定める緊急事態等が発生した場合において、政府一体となった迅速な初動体制を確立するため、委員会及びリスク管理機関の相互間における平時からの情報連絡窓口の設置及び緊急時における情報連絡ルートは整備されている。 ○ 厚生労働省は、厚生労働省と都道府県等の食品監視担当官が常に連絡し合えるよう緊急連絡体制を整備しているほか、国と都道府県等をオンラインで結ぶ「緊急情報発信システム」等により、必要な情報を全国に一斉に発信できるようにしている。 ○ このほか厚生労働省は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、省内関係部局間の連絡体制等を構築している。 ○ 農林水産省は、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」に定める緊急事態等が発生した場合において、迅速かつ適切な対応を行うため、平時から委員会及びリスク管理機関等の関係省庁との連絡体制を確立するとともに、省内に食品安全危機管理対応チームを組織している。
<p>3 緊急対策本部の設置等</p> <p>食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第4条第1項第16号及び同条第3項第27号の2に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。）は、緊急事態の発生に際し、政府全体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」及び「緊急対策本部設置要領」（平成18年4月関係府省申合せ）に基づき、食品安全担当大臣を本部長とする緊急対策本部について、設置決定までの流れ及び組織体制等を定め、緊急事態等にお

	<p>として総合的に対処する必要があると認める場合には、関係各大臣との協議を行い、必要に応じ、緊急対策本部を適切に設置する。</p> <p>また、委員会及びリスク管理機関は、緊急事態に対応するために必要な組織体制の整備を図る。</p>	<p>ける緊急対策本部の適切な設置のために必要な体制の整備を図っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、「厚生労働省健康危機管理調整会議」を設置し、省内関係部局間で食中毒を含む健康危機管理に関する情報の共有等を図っているほか、重大な健康被害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その事案に係る担当部局により構成される対策本部を個別に設置することとしている。 ○ 農林水産省は、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」において、農林水産大臣らをメンバーとする「農林水産省食品安全緊急対策本部」及び同幹事会について、組織体制を定めるとともに、緊急事態等の内容に応じて必要な場合には、関係する地方農政局に「地方農政局対策本部」を設置することを定めている。また、農林水産省の職員が緊急事態に迅速かつ適切に対応できるよう、食品安全に関わる緊急事態の発生を想定した訓練を平成17年度から3年計画で実施した。
	<p>4 緊急時対応の方法及び緊急時対応マニュアルの作成</p> <p>緊急事態の発生に備えて、委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアル（以下「緊急時対応マニュアル」という。）を作成し、公表するとともに、主要な危害要因等については、個別に、緊急時対応マニュアルを作成し、公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急時における国の対処の在り方等に関するマニュアルとして、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月）、緊急対策本部に関する具体的事項を定めた「緊急対策本部設置要領」（平成18年4月）、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」（平成17年4月）を委員会及びリスク管理機関の申合せにより策定している。 ○ 委員会は「食品安全委員会緊急時対応基本指針」（平成16年4月策定）、「食品安全委員会食中毒等緊急時対応指針」（平成17年4月策定）に基づき、緊急事態へ対応している。 ○ 厚生労働省は、「厚生労働省健康危機管理基本指針」に基づき、省内関係部局間の連絡体制等を構築しているほか、食品に係る健康被害については、個別に策定・公表されている「食中毒処理要領」及び「食中毒健康危機管理実施要領」に基づき、対応している。 ○ 農林水産省は、「農林水産省食品安全緊急時対応基本指針」に基づき、緊急事態等の類型に応じた個別の実施指針の一環として、平成17年の「製造・加工／流通・販売段階における食品安全に関する緊急時対応実施指針」に続き、平成18年に「農林漁業の生産資材に由来する食品安全に関する緊急時対応実施指針」を作成、公表した。引き続き、類型別の実施指針等の作成を進めているところである。
<p>第5 関係行政機関の相互の密接な連携（法第15条関係）</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 食品健康影響評価は、科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正に行われなければならないことから、リスク管理機関から独立し、専門家で構成される行政機関である委員会において行うこととされている。</p> <p>他方、食品健康影響評価の結果に基づき具体的なリスク管理措置を講ず</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年においても、基本的事項第1の3、第3の3等の規定に基づき、委員会及びリスク管理機関の相互間の連携の強化を図った。

<p>るに当たっては、委員会とリスク管理機関及びリスク管理機関相互の連携を図ることが重要である。</p> <p>また、食品健康影響評価及びリスク管理について、それらの公正性及び透明性を確保するためには、委員会及びリスク管理機関が相互に連携してリスクコミュニケーションの促進を図ることが必要である。</p> <p>このため、食品健康影響評価、リスク管理及びリスクコミュニケーションの促進に関し、委員会及びリスク管理機関の相互間の連携の強化を図る。</p>	
<p>(2) 委員会及びリスク管理機関は、食品の安全性の確保に関する施策が全体として整合的に行われるように努める。</p>	<p>○ 委員会及びリスク管理機関は、「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」等の会議を通じ、食品の安全性の確保に関する施策が全体として整合的に行われるように努めた。</p>
<p>(3) 委員会は、必要があると認めるときは、食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、関係行政機関の長に意見を述べる。</p>	<p>○ 平成20年において、該当する案件はなかった。</p>
<p>(4) 関係府省連絡会議、地方公共団体との連絡会議を定期的で開催する。</p>	<p>○ 「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」（平成16年2月18日関係府省申合せ）に基づき、平成20年において、以下のとおり各種会議を開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品安全行政に関する関係府省連絡会議 → 1月17日、5月15日、9月11日 ・リスクコミュニケーション担当者会議 → 原則隔週 ・食品リスク情報関係府省担当者会議 → 概ね毎月1回 <p>○ 委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議（全国食品安全連絡会議）を平成20年9月18日に開催した。</p>
<p>2 委員会とリスク管理機関との連携</p> <p>委員会は、リスク管理機関との間で、委員会が食品健康影響評価を行う際のリスク管理機関との連携、リスク管理機関が食品健康影響評価の結果に基づいてリスク管理措置を講ずる際の委員会との連携、食品の安全性の確保に関する情報の共有など、連携及び政策調整の具体的な手法について、取極めを締結し、公表する。</p>	<p>○ 平成20年においては、委員会とリスク管理機関との間で、連携及び政策調整の具体的な手法について新たな取決めは締結していない。</p> <p>〔参考〕</p> <p>委員会とリスク管理機関は、平成16年2月18日に「食品安全行政に関する関係府省連絡会議」において、関係府省申合せとして、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について」の取決めを締結し、同月19日の第33回委員会合会において報告・公表した。</p>
<p>3 リスク管理機関相互の連携</p> <p>食品供給行程の各段階において講じられるリスク管理措置は、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係各省が所管法令に基づき総合的に実施する</p>	<p>○ 平成20年においても、厚生労働省は、食中毒事件や規格基準違反等の法令違反事例等の対応にあたっては、地方公共団体と連携して対処するとともに、食品</p>

	<p>ほか、地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえて、それぞれの区域の自然的経済的社会的諸条件に応じて実施するものであり、実施主体が多岐にわたっている。</p> <p>このため、リスク管理措置の実施にあたっては、地方公共団体を含むリスク管理機関相互間の密接な連携を図る必要がある。</p> <p>このような観点から、リスク管理機関相互間における連携の強化を図るための具体的な仕組みを設ける。</p> <p>また、この仕組みに基づき、今後も、リスク管理機関相互の連絡及び協力を着実に実施する。</p>	<p>の表示制度の検討、残留農薬対策、BSE対策などにあたっては、常に農林水産省などの関係行政機関と相互の情報交換と協力のもとに実施している。また、消費者等との意見交換会、懇談会等の実施にあたっては、地方組織の活用と地方公共団体との連携のもとに共同で開催し、リスクコミュニケーションの推進を図っている。</p> <p>○ 農林水産省は、平成15年6月に改正された肥料取締法、農薬取締法、薬事法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律等の食品安全に関する各法律の規定に基づき、リスク管理措置の実施に当たり、関係各大臣に協議等を行っているほか、都道府県等にリスク管理措置の周知を徹底するなど連携を図るとともに、地方公共団体と連携した意見交換会の開催、情報の発信等、地方公共団体を含む連携の強化に努めている。</p> <p>○ さらに、リスク管理機関相互間において、食品安全等に関する施策について連携の強化を図るため、必要に応じて関係部局長等のレベルによる情報の交換等を行っている。</p> <p>○ 農林水産省においては、食品安全に係るリスク管理を的確に推進するため、都道府県との間で情報の共有化、意見交換を図る「農林水産部局におけるリスク管理等に関する意見交換会」（平成19年12月～平成20年2月）を開催した。</p>
<p>第6 試験研究の体制の整備等（法第16条関係）</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>食品の安全性の確保を図るためには、最新の科学的知見に基づく施策の策定が必要である。このため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずることにより、科学的知見の充実に努める。</p>	<p>○ 委員会は、食品健康影響評価技術研究事業を通じ国立試験研究機関及び大学等に対してリスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に関する研究を委託し、食品の安全性確保に関する試験研究の体制整備、研究開発の推進等を図るとともに、科学的知見の充実に努めている。</p> <p>○ 平成20年度新規食品健康影響評価技術研究について、平成20年4月3日の第232回委員会会合において、次の4研究領域8課題を研究課題として決定した。</p> <p>① 領域名：食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域 課題名：日本人小児の鉛曝露とその健康リスクに関する研究 課題名：日本人の生体試料を用いた鉛・カドミウム等有害元素摂取量の全国レベルでの推定 課題名：メチル水銀の継続的負荷による毛髪／血液水銀濃度比の個体差の解明</p> <p>② 領域名：食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域 課題名：プリオン遺伝子ホモノックアウト牛の特性に関する研究 課題名：定量的リスク評価の有効な実践と活用のための数理解析技術の開発に関する研究 課題名：農場における鶏の食中毒菌汚染による食中毒発生に関するリスク評価法の確立</p> <p>③ 領域名：新開発食品等の健康影響評価手法に関する研究領域 課題名：受容体結合測定法を応用した新食品等の健康影響評価法の開発と応用</p>

	<p>④ 領域名：リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域 課題名：食品健康被害に伴う社会的過剰反応の確認、予測手法の確立とこれを最小限に抑えるためのリスクコミュニケーション手法の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省は、食品の安全性の確保に関し、厚生労働科学研究事業を通じた国立試験研究機関又は大学等の研究者に対する補助金の交付やシンポジウムの開催等により、BSE、食中毒、食品添加物及び残留農薬等の食品の安全性の確保に関する研究開発の推進及びその成果の普及・啓発を図っている。 ○ 農林水産省は、「農林水産研究基本計画」（平成17年3月策定、平成19年3月改訂）に基づき、農林水産物・食品の安全確保に関するリスクの低減手法、人畜共通感染症・未知感染症等の防除技術、生産・加工・流通過程における汚染防止技術・危害要因低減技術の開発等を推進するとともに、その成果の普及の促進を図った。
<p>2 試験研究の体制の整備 最新の科学的知見に対応し得る試験研究の体制の整備を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会は、食品健康影響評価技術研究を通じ国立試験研究機関及び大学等に対してリスク評価に関するガイドライン・評価基準の策定等に関する研究を委託し、最新の科学的知見を踏まえた試験研究の体制整備を図っている。 ○ 厚生労働省は、食品の安全性の確保に関し、厚生労働科学研究事業を通じた国立試験研究機関又は大学等の研究者に対する補助金の交付等により、最新の科学的知見を踏まえた試験研究の体制整備を図っているところである。 ○ 農林水産省は、平成20年度においても、関係試験研究機関において、BSE等の諸問題に対応するため、牛の感染試験の実施が可能な施設の整備を行うなど、試験研究体制の整備を行った。
<p>3 研究開発の推進 (1) 食品の安全性の確保の観点から研究開発における重点課題を明確にしつつ、食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進及び強化を図る。 また、研究開発の推進及び強化に当たっては、食品の安全性の確保に関連する各分野における知見を結集するため、委員会及びリスク管理機関において密接な連携を図るとともに、地方公共団体、民間等の能力も活用することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食品健康影響評価技術研究の実施に当たっては、毎年度、食品健康影響評価技術研究運営委員会において研究領域候補の選定を行い、委員会の審議を経て決定している。平成20年度新規食品健康影響評価技術研究においては、4研究領域について研究課題の公募をしており、重点課題の明確化が図られている。 ○ 厚生労働省は、厚生労働科学研究事業を通じた補助金の交付等により、BSE、食中毒、食品添加物及び残留農薬等の食品の安全性の確保に関する研究開発の更なる推進及び強化を図っている。 ○ 農林水産省は、平成20年度においても、食品における危害要因の分析・検出技術の高度化やリスク低減のための殺菌・流通技術の開発を、大学、都道府県、民間と協力して推進するとともに、行政、検査指導及び試験研究の関係機関による合同会議を開催し、情報・意見交換を行った。 ○ 平成20年1月11日に、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、研究の実施状況、平成20年度予算の要求状況等について情報交換を行った。

<p>(2) 委員会及び食品の安全性の確保に関する試験研究を行う試験研究機関は、試験研究の推進に関し、十分な意思疎通を図る。</p>	<p>○ 平成20年1月11日に、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」を開催し、研究の実施状況、平成20年度予算の要求状況等について情報交換を行った。</p>
<p>4 研究開発の成果の普及</p> <p>食品の安全性の確保に関する研究開発の成果を広く国民に普及させるため、当該成果について、専門誌への掲載、平易な言葉による国民への発表等の取組を推進するとともに、委員会及びリスク管理機関合同によるシンポジウムの開催、技術指導、研究報告書の配布等を行う。</p>	<p>○ 委員会は、食品健康影響評価技術研究を平成17年度から開始し、平成19年度末に最初の成果を得ているが、これらの成果に関して、研究成果報告書を委員会ホームページで公表している。また、食品健康影響評価技術研究を含め、食品安全に関する関係省庁の研究成果について、平成20年9月17日に「食品安全に関する研究成果合同発表会」を、厚生労働省、農林水産省と合同で開催し、国民への普及を図った。</p> <p>○ 平成20年においても、厚生労働省は、厚生労働科学研究事業の一環として、同省が補助している研究の成果を国民にわかりやすく広めるためのシンポジウムを開催している。</p> <p>○ 農林水産省は、平成20年においても、開発された研究成果の発表や展示会を開催したほか、関係試験研究機関においては、一般公開、技術講習会（家畜衛生講習会、食品技術講習会等）、食品関係技術研究会等の開催及び一般見学者の受入れ等により、研究成果の普及の促進を図った。</p>
<p>5 研究者の養成及び確保</p> <p>食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見を充実させるためには、食品の安全性の確保に関する高度な専門的知識を有する者を養成し、これを確保することが不可欠であることから、食品健康影響評価及びリスクコミュニケーションに係る専門家を対象とする研究会等を開催するとともに、海外の研究者及び専門家の招へい、研究者の海外派遣等を行う。</p>	<p>○ 委員会は、平成20年においては、以下のとおり、海外の研究者及び専門家を招いて、意見交換会等を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスクコミュニケーションを専門とするリン・フルワー氏 (オランダ・ワーゲンヘン大学教授) ・ 毒性学を専門とするサミュエル・コーエン氏 (アメリカ・ネブラスカ大学メディカルセンター病理学・微生物学教授) ・ 微生物のリスク評価を専門とするアリー・ハベラー氏 (オランダ国立健康環境研究所人獣共通感染症・環境微生物研究室教授) ・ ダニエル・ドージ氏 (アメリカ食品医薬品局国立毒性研究センター生物学的毒物学部門チーフ) ・ 食品に関する安全性評価を専門とするアンジェリカ・トリッチャー氏 (FAO/WHO合同食品添加物専門家会議及びFAO/WHO合同残留農薬専門家会議合同事務局長) ・ 自然毒を専門とするチネケ・キュイパー氏 (カナダ保健省健康製品・食品部門食品自然毒リスク評価チームリーダー) <p>○ 平成20年において、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議、FAO/WHO合同残留農薬専門家会議、OECD農薬作業部会、Codex食品添加物部会等に専門委員を派遣するとともに、その他食品安全に係る国際会議等に委員等</p>

		<p>(専門委員を含む)及び事務局職員を派遣した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省においては、厚生労働科学研究事業の一環として、研究者の海外派遣、海外からの研究者の個別研究班への参画、若手研究者の育成のためのリサーチレジデント制度を実施している。 ○ 農林水産省関係試験研究機関においては、海外の専門家による講演会等を開催した。
<p>第7 国の内外の情報の収集、整理及び活用等(法第17条関係)</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 国民の食生活を取り巻く環境の急速な変化に対応し、国民の健康への悪影響の未然防止という基本理念の実現に資するよう、食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 政府が収集し保有している食品の安全性の確保に関する情報については、広く一般に公表する。その際、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しなければならない。</p> <p>(3) 今後、国内において人の健康に対する被害の発生が予想されるような危害要因等については、被害の程度、対処の方法等に関し、国民への適切な情報の提供に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委員会は、平成20年においても、食品の安全性の確保に関する情報について、リスク管理機関、試験研究機関、国際機関、諸外国の関係行政機関、新聞、インターネット等から幅広く収集、整理及び分析するとともに、当該情報を関係機関に対して定期的に提供した。 ○ 委員会においては、国外の政府機関等の関係者と情報交換を行うとともに、国際機関の会議への出席等を通じて科学的知見の収集、分析を行った。 ○ 厚生労働省においては、関係府省、試験研究機関、地方公共団体、国際機関等から、有害食品など食品の安全性に関する情報を収集し、規格基準の設定、監視指導の強化、国民への情報提供等による安全対策を講じている。 ○ 農林水産省においても、国内外の関係機関が発出する情報や文献の収集、国際機関の会議への出席等を通じて科学的知見の収集、分析を行っている。 <p>○ 委員会及びリスク管理機関は、平成20年において、食品の安全性の確保に関する情報について、個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しつつ、随時、ホームページ等を活用して公表した。</p> <p>○ 委員会は、平成20年において、以下の情報等について、ホームページを通じて情報提供を行った。</p> <p>さらに、臨時のメールマガジンを発行してこれらの情報のホームページ掲載を周知するとともに、地方公共団体へ情報提供を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近の中国産食品等に関する情報について ・中国産冷凍ギョウザが原因と疑われる健康被害事例の発生等について ・食べ物による窒息事故を防ぐために ・こんにやく入りゼリーによる窒息事故について ・清涼飲料水の異物混入事例について ・食中毒、ノロウイルス食中毒について ・中国産ウナギ蒲焼から合成抗菌剤が検出された事案に関する情報 ・非食用の事故米穀から検出された農薬、かび毒の概要について ・中国における牛乳へのメラミン混入事案に関する情報について ・つぶあんからトルエン、酢酸エチルが検出されたことに関する情報 ・中国産冷凍いんげんから農薬が検出された事案に関する情報

	<ul style="list-style-type: none"> ・あらかびきウイナーからトルエンが検出された事案について ・即席カップめんからパラジクロロベンゼンが検出された事案について ・和菓子からフェニトロチオンが検出された事案について
(4) 委員会及びリスク管理機関の相互間において、食品の安全性の確保に関する情報のより一層の共有を図る。	<p>○ 委員会並びにリスク管理機関である厚生労働省、農林水産省及び環境省は、平成20年においても、「食品リスク情報関係府省担当者会議」を毎月開催し、食品の安全性の確保に関する意見交換や情報の共有を推進した。</p> <p>〔参考〕 委員会及びリスク管理機関は、平成15年7月に、食品安全担当部局相互間の情報連絡窓口を設置。</p>
<p>2 情報収集の対象範囲</p> <p>1の基本的考え方を踏まえ、関係行政機関、外国政府等海外の関係公的機関、医療機関等関係機関、関係学会、関係団体、新聞等マスメディア、学術専門誌、インターネット等を通じ、広く国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、その収集、整理及び活用等を行う。</p>	<p>○ 委員会は、平成20年においても、食品の安全性の確保に関する情報について、厚生労働省や農林水産省等の関係行政機関、国立医薬品食品衛生研究所や国立感染症研究所等の試験研究機関、世界保健機関（WHO）、国連食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局（OIE）等の国際機関及び諸外国の関係行政機関、新聞、インターネット等から幅広く収集、整理及び分析するとともに、当該情報を関係機関に対して定期的に提供した。</p> <p>○ 委員会は、イギリス、イタリア等の他国の政府機関等へ委員及び事務局職員が訪問し、関係者と情報交換を行うとともに、コーデックス委員会の各分会、経済協力開発機構（OECD）農薬作業部会等の国際会議への出席等を通じて科学的知見の収集、分析を行った。</p> <p>○ リスク管理機関も、平成20年において、食品の安全性の確保に関する情報について、関係府省、試験研究機関、地方公共団体、国際機関等から収集した。</p>
<p>3 委員会における一元的な情報収集の実施等</p> <p>(1) 委員会は、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報を、リスク管理機関と連携しつづ一元的に収集し、当該情報について、整理、分析及びデータベース化を図る。</p>	<p>○ 委員会は、平成20年においても、食品安全担当部局相互間の情報連絡窓口を通して、食品の安全性の確保に関する情報の一元的収集に努めるとともに、当該情報を整理、分析し、リスク管理機関との情報の共有を図った。</p> <p>○ 国内外の食品の安全性の確保に関する情報等については、食品安全総合情報システムにより管理し、情報の種別に応じて、一般への公開や関係行政機関への提供等の措置を講じている。</p>
(2) 委員会は、(1)のデータベース化に当たっては、海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報等についての迅速な検索が可能となるよう努める。	○ 委員会は、食品安全総合情報システムにおいては、海外における食品の安全性の確保に関する制度、危害情報についても、迅速な検索が可能なデータベースとなっている。
<p>4 情報の活用及び提供</p> <p>(1) 委員会及びリスク管理機関は、それぞれが運営するデータベースの相互</p>	○ 委員会は、食品安全総合情報システムはリスク管理機関との情報の共有を目的

	<p>連携を促進することにより、国の内外における食品の安全性の確保に関する情報の有効かつ適切な活用を図る。</p>	<p>としており、各リスク管理機関が運営するデータベースやホームページの情報を個人情報、知的財産にかかわる情報等の保護に十分配慮しながら互いに活用できるよう努めている。</p>
	<p>(2) 委員会及びリスク管理機関は、それぞれが収集し、整理した国の内外における食品の安全性の確保に関する情報について、相互に連携しながら、報道機関、ホームページ等を通じ、適切かつわかりやすく国民に提供する。その際、国民の関心に的確に応えられるよう努める。</p>	<p>○ 委員会及びリスク管理機関は、平成20年において、最近の食品危害事案などについて、原因物質の概要、健康への影響や対象食品の回収状況等対応状況なども含め、ホームページや季刊誌等を通じて、適切な情報提供に努めた。特にホームページにおいては、国民の関心の高い案件について、随時「重要なお知らせ」、トピックス等として迅速に追加し、情報提供した。</p>
<p>第8 表示制度の適切な運用の確保等（法第18条関係）</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>食品の表示の制度については、従来、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）等複数の法律に規定され、各府省間の連携が不十分なままそれぞれの観点からその制度が運用されてきたため、同じ表示項目において異なる用語が使用されることがあるなど、消費者及び事業者双方にとってわかりにくいものとなっている等の指摘があったところである。</p> <p>これを受けて、平成14年12月に厚生労働省及び農林水産省の審議会が共同で「食品の表示に関する共同会議」を設置し、食品衛生法及びJAS法に共通する表示項目、表示方法その他食品の表示に関する基準全般について検討を行ってきたところであるが、消費者に対し食品の安全性の確保に必要な情報が適切に提供され、かつ、食品の表示がわかりやすいものとなるよう、今後も引き続き、「食品の表示に関する共同会議」等において、食品の表示に関する基準全般について、広く国民からの意見も聴きつつ、問題点及び改善方を検討する。</p> <p>2 普及及び啓発</p> <p>(1) 食品の表示に関する一元的な相談窓口の一層の充実を始め、厚生労働省、農林水産省等における相談体制について、連携の強化を図る。</p> <p>(2) 食品の表示の制度及び内容について、消費者が正しく理解することができるよう、厚生労働省、農林水産省等は、パンフレットの作成、説明会の開催等を行うことにより、これらに関する知識の普及及び啓発に努める。</p>	<p>○ 厚生労働省及び農林水産省が共同で開催している「食品の表示に関する共同会議」において、消費者及び事業者双方にとってわかりやすい食品の表示方法となるよう検討を行っているところであり、同会議における検討を踏まえ、平成20年6月にアレルギー表示義務対象品目に「えび」、「かに」を追加した（ただし、平成22年6月までに製造、加工又は輸入するものについては従前どおり取り扱うことが可能）。</p> <p>また、平成20年1月に、JAS法の品質表示基準の適用範囲を業者間取引にも拡大（平成20年4月に義務化）するとともに、平成20年11月には、消費期限及び賞味期限について、消費者及び事業者の正しい理解を育むため、加工食品の表示に関するQ&A（第2集：期限表示について）の一部を改正した。</p> <p>○ 平成20年においても、全国6カ所に食品の表示に関する一元的な相談窓口を設置し、相談業務の充実を努めている。</p> <p>○ 公正取引委員会、厚生労働省及び農林水産省は、平成20年においても、共同で食品の表示に関するパンフレットを作成し、消費者や事業者等に配布しているほか、消費者等を対象とする「食品表示フォーラム」を開催すること等により、食品の表示に関する知識の普及及び啓発に努めている。</p> <p>また、平成20年1月に厚生労働省と農林水産省が共同で、食品の期限表示に関するパンフレットを作成し、消費者や事業者等に配布するとともに、平成20年11月には、消費期限及び賞味期限について、消費者及び事業者の正しい理解を育むため、加工食品の表示に関するQ&A（第2集：期限表示について）の一</p>

		<p>部を改正した。</p> <p>○ 厚生労働省は、消費者が自らの食生活の状況に合わせて食品の選択が行えるよう、正確で十分な情報提供を行う観点から、平成17年2月に保健機能食品制度を改正したが、平成20年においても、当該制度について、パンフレットの配布等を通じてその普及啓発を図った。</p>
	<p>3 違反に対する監視、指導及び取締り</p> <p>厚生労働省、農林水産省等は、食品の表示に対する信頼が確保されるよう、表示の違反に対する監視、指導及び取締りの強化、相互の連携の強化並びに地方公共団体及び関係団体との協力体制の強化に努める。</p>	<p>○ 厚生労働省は、平成20年においても、食品衛生法の表示基準に違反する食品の流通を防止するため、都道府県等の保健所等に配置された食品衛生監視員が、一斉取締りや食品表示に関する監視を行っているほか、アレルギー表示やいわゆる健康食品の表示など事案に応じた監視指導の強化を図っている。</p> <p>○ 農林水産省は、平成20年度より、広域で重大な違反事例が発生した際に機動的に調査を実施する表示・規格特別調査官（食品表示特別Gメン）を東京、大阪及び福岡の地方農政事務所に20名配置するなど監視体制の強化を図った。また、地方農政局等に食品全般の表示の監視業務を専門的に担当する職員が小売店舗等を巡回し、表示について監視、指導を行うとともに、食品表示110番や食品表示ウォッチャー等の消費者等の協力を得て食品表示に対する恒常的・日常的な監視を実施している。</p> <p>○ さらに、社会的ニーズを踏まえて選定した特定の品目を対象に、表示の根拠の確認を含む徹底的な監視、指導を行うほか、DNA分析による品種判別技術など科学的な検証技術を活用した、食品表示の真正性の確認を行っている。これらの監視においては、必要に応じて厚生労働省、都道府県等の関係行政機関とも連携するとともに、不正表示が行われていることを確認した場合には、JAS法に基づく指示や公表等の厳正な措置を実施している。</p> <p>また、故意に原産地を偽装するなど悪質な事案については、平成19年11月に、食品に係る偽装表示事案対策に関する警察庁と農林水産省の申し合せを行い、連携を強化している。</p> <p>○ このほか、不適正な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県の機関と国の出先機関との間で、「食品表示監視協議会」を設置（平成20年5月までに47都道府県全てに設置）すること等により、不適正な食品表示に関する情報が寄せられた場合に、必要に応じて関係機関で情報共有、意見交換を行い、迅速に問題のある事業者への処分等必要な対応を取るとともに、こうした対応が円滑に実施されるよう、関係省庁（内閣府、公正取引委員会、警察庁、厚生労働省、農林水産省）の間で「食品表示連絡会議」を設置（第1回を2月15日に開催、第2回を5月22日に開催）し、関連情報を共有することとしている。</p>
<p>第9 食品の安全性の確保に関する教育、学習等（法第19条関</p>	<p>1 基本的考え方</p> <p>食品の安全性の確保を図るためには、国、地方公共団体、食品関連事業者及び消費者が、それぞれの立場から、その責務又は役割を果たす必要がある。</p>	<p>○ 委員会は、平成20年において、地域におけるリスクコミュニケーションを担う人材の育成のための講座を以下のとおり開催するとともに、当講座の受講者</p>

<p>係)</p>	<p>る。特に、消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることにより、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすこととされており、そのためには、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する普及及び啓発を図る必要がある。</p>	<p>が、ここで得た知識・経験を踏まえ、地域における食品安全のリスクコミュニケーションを推進するための活動ができるよう、継続的に情報提供を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」11回実施 ・「食品の安全性に関するリスクコミュニケーター（ファシリテーター型）育成講座」8回実施 ・「食品の安全性に関するリスクコミュニケーター（インタープリター型）育成講座」2回実施 <p>○ なお、初めての試みとして、栃木県及び宇都宮市との共催で、人材育成講座の受講者の活用と地域における意見交換会の新しい手法を探るため、グループディスカッションにより参加者同士が話し合うことで、食の安全についての理解を深めていく意見交換会の手法をモデル的に実施した。</p> <p>○ さらに、農林水産省においては、平成18年に作成した消費者向けホームページ「安全で健やかな食生活を送るために～家庭でできること～」の掲載内容を更新し、また、新たに「健やかな食生活のために」及び「農薬について知りたい方へ」を掲載した。</p>
	<p>2 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の推進体制</p> <p>委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、相互に密接に連携して、消費者団体、関係団体等の協力も得つつ、食品の安全性の確保に関する教育、学習等を推進する。</p>	<p>○ 平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献する観点から、委員会は、平成20年において、ホームページ、メールマガジン、季刊誌等を通じて食品の安全性に関する情報を提供するとともに、関係行政機関とも連携を図りつつ、消費者、食品関連事業者等の参加による意見交換会等を開催した。</p> <p>○ 食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省及び全国消費者団体連絡会との共催による意見交換会「食品に関するリスクコミュニケーション—こんなこと聞いてみたかった、農薬のこと—」を開催した。</p> <p>○ 委員会は、食の安全ダイヤル等を通じて、食品の安全性に関する問い合わせや意見等に対応した。</p>
	<p>3 食品の安全性の確保に関する教育、学習等の重点事項</p> <p>(1) 委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等は、食品の安全性の確保に関し、国民の知識と理解を深めるため、広報活動に取り組むとともに、食品の安全性の確保に関する施策に関する意見交換の機会を設ける等の取組を推進する。</p>	<p>○ 委員会は、平成20年においても、食品健康影響評価の内容等についてホームページ上に掲載したほか、メールマガジンにより情報提供を行うとともに、食品の安全性について国民の知識と理解を深めるため、パンフレット、リーフレット、子供向けリーフレット及び食品の安全性に関する用語集の作成や季刊誌「食品安全」の発行を行った。</p> <p>○ 委員会及びリスク管理機関は、相互に連携して、平成20年において、食品の安全性の確保に関する施策等に関する意見交換会等を8回実施した。</p> <p>○ 委員会が行う食品健康影響評価等に関する意見交換会を6回、地方公共団体と共催による意見交換会を5回開催した。</p> <p>○ 委員会は、平成20年8月に、夏休みを利用し、小学校高学年等を対象に、意</p>

		見交換やクイズを通じて、食の安全について学ぶことを目的とした「ジュニア食品安全委員会」を3回開催した。 ○ 農林水産省では、「子ども霞ヶ関見学デー」期間中に、「食品安全子供会議」と題し、紙芝居を用いて食品安全に関する理解を深める機会を設けた。
	(2) 「食品衛生月間」を始めとする月間又は週間等の取組を通じ、事業者のみならず一般家庭を含め、国民的に食品の安全性の確保に関する理解及び認識を深める機運の醸成を図る。	○ 厚生労働省は、毎年8月の1ヶ月間を「食品衛生月間」と定め、地方公共団体の協力の下、国民に対し、食品衛生に関する知識の普及・啓発を、平成20年においても行った。
	(3) 学校教育等の場において、栄養教諭制度の創設、学習教材の作成等の取組を通じ、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めることができるようにする。	○ 文部科学省は、栄養教諭（平成20年4月現在：国公立小中学校等に1,943名配置）を中核として、学校・家庭・地域が連携しつつ学校給食の時間や関連教科等における食育の推進を図っており、その中で、食品の保存期間と保存方法の関係を食品の腐敗や食中毒の原因と関連付けて学ばせるなど、食品の安全性の確保に関する指導に取り組んでいる。 ○ また、全国の小学校1年生、3年生、5年生及び中学校1年生に対する食生活学習教材の作成・配布を行う等の取組を行っており、食育の一環として食品の安全性の確保についての理解促進を図ってきたところである。 ○ さらに、児童生徒が今後とも安心して学校給食を食することができるよう、学校給食における衛生管理の在り方等について調査研究を行っている。
	(4) 農林水産物の生産並びに食品の製造及び流通の各行程に関する理解を深めることにより、食品の安全性の確保に関する国民の理解を促進するため、食品供給行程の各段階における体験学習、普及啓発資料の作成等の取組を推進する。	○ 農林水産省は、平成20年においても、食育活動の一環として、農業体験活動や工場見学等の生産から流通までの各段階における体験活動の推進、食の生産や流通に関する冊子の作成、配布等を通じ、食料の生産過程や食品の安全性についての理解の促進を図っている。
第10 環境に及ぼす影響の配慮（法第20条関係）	1 基本的考え方 食品は、農場、漁場等の環境を直接の基盤として生産されること、その製造、加工、流通及び販売の各段階において、化学物質の使用、廃棄物の発生等に伴い環境に対する負荷が発生するおそれがあることから、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について十分に配慮し、そのために必要な食品供給行程の各段階における取組を推進する。	○ 農薬取締法では農薬の登録保留基準を設定することに加え、農薬を使用する際に使用者が遵守すべき基準を定めること等により、農作物の生産段階において環境への影響が生じないよう措置している。
	2 食品供給行程の各段階における環境に及ぼす影響の配慮 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）等に基づき、食品供給行程の各段階において、食品、肥料、飼料、農薬等からの廃棄物及び容器包装ごみの発生をできる限り抑制し、有用なものについては再生利用する	○ 平成19年12月に施行された食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律に基づき、関係者が連携して取り組む循環的な再生利用事業計画の認定など、法第3条第1項の規定に基づく基本方針に示された、食品関連事業者における食品循環資源の再生利用等の実施率目標の達成に向けた取組を推進している。

よう努めるとともに、回収された食品、肥料、飼料、農薬等を廃棄する場合には、適正に処理を進め、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

また、特に、農林水産物の生産段階においては、例えば、現在、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の発生の防止のみならず、水質の汚濁、生態系等の周辺の環境への悪影響の防止も考慮して検査しているところである。今後も引き続き、農薬取締法に基づき、農薬による生態系に対する影響の適切な評価及び管理施策の充実を図るなど、農林水産物の生産段階における環境に対する負荷を低減するための取組を推進する。

○ 環境省においては、農薬による野生生物や生態系への悪影響の未然防止を図るため、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準を改正し、平成17年4月に施行した。現在、改正された基準に基づき、順次個別農薬ごとの水産動植物に対する毒性を評価し基準値の作成を進めており、平成20年には24農薬について基準値を設定した。さらに、農薬による水質汚濁によって汚染された水産動植物が食品衛生法の残留基準に適合することを確保するため、水質汚濁に係る農薬登録保留基準を平成20年10月に改正した。

○ 農林水産省においては、農林水産物の生産段階において、例えば、農薬取締法に基づき、農薬の登録の際に、その使用に伴う農作物を通じた人畜への被害の発生の防止のみならず、水質の汚濁、生態系等の周辺の環境への悪影響の防止も考慮して検査するなど、関係法令に基づき、環境に対する負荷を低減するための取組を推進している。